

名古屋市達第21号

子ども青少年局
西部地域療育センター

名古屋市西部地域療育センター処務規程（平成5年名古屋市達第31号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 センターに次の組織を置く。 （略） 所長 補佐（通所支援）	第3条 センターに次の組織を置く。 （略） 所長 補佐（通所支援） <u>担当課長（診療）</u>
2 センターの分掌事務は、次のとおりとする。 （1）～（6） （略）	2 センターの分掌事務及び <u>担当課長の分掌事項</u> は、次のとおりとする。 （1）～（6） （略） <u>（7）センターの診療に関すること。</u> <u>（8）所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。</u> <u>担当課長（診療）</u> <u>（1）センターの診療に関すること。</u> <u>（2）所長の指定する児童に係る医学的診断、検査、治療及び指導に関すること。</u>
3 （略）	3 （略）

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。